

○愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例

平成22年9月24日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、愛西市総合斎苑（以下「斎苑」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 公衆衛生その他公共の福祉の増進を図るため、斎苑を設置する。

(名称及び位置)

第3条 斎苑の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
愛西市総合斎苑	愛西市西保町寄之内2番地1

(使用の許可)

第4条 斎苑を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 斎苑の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可事項を変更しようとするときは、速やかに市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、斎苑の管理上必要があるときは、使用の許可に条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、斎苑の使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。

(2) 斎苑の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、斎苑の管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、斎苑の使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1) 使用者がこの条例の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定による許可の取消し等により、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料をあらかじめ納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、斎苑の管理に関する業務を行わせることができる。

2 指定管理者は、法令を遵守し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、斎苑を誠実に管理しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 火葬に関する業務

(2) 斎苑の使用の許可に関する業務

(3) 斎苑の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 使用料の徴収に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

- 2 前項の規定による斎苑の管理に関する業務を指定管理者に行わせた場合、第4条から第6条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(損害賠償)

第12条 使用者が、故意又は過失によって、斎苑又はその附属設備を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成23年規則第22号で平成23年9月1日から施行)

(愛西市斎場の設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 愛西市斎場の設置及び管理に関する条例(平成17年愛西市条例第119号)は、廃止する。

(愛西市使用料条例の一部改正)

- 3 愛西市使用料条例(平成17年愛西市条例第57号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(準備行為)

- 4 この条例の規定に基づく指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則(平成24年6月25日条例第17号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

別表(第7条関係)

区分			単位	使用料
火葬	大人	1 2歳以上の者	1 体	1 0, 0 0 0円
	小人	1 2歳未満の者		6, 0 0 0円
	死胎			3, 0 0 0円
	身体の一部又は胞衣物		1 件	2, 0 0 0円
	動物	2 0kg以上	1 体	5, 0 0 0円
		2 0kg未満		3, 0 0 0円
式場	式場 1	告別式のみ	1 回	4 0, 0 0 0円
		通夜から告別式		8 0, 0 0 0円
	式場 2	告別式のみ	1 回	5 0, 0 0 0円
		通夜から告別式		1 0 0, 0 0 0円
待合室	収骨までに要する時間以内		1 室	無料
	超過 1 時間以内			2, 0 0 0円
霊安室	2 4 時間以内		1 回	3, 0 0 0円
	超過 1 時間増すごとに			1, 0 0 0円
備考				
1 この使用料は、死亡者が死亡時において、死胎についてはその父又は母が、身体の一部又は胞衣物及び動物死体については使用者が、本市の住民基本台帳に登録されている場合（以下「本市民」という。）に適用する。				
2 前項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合に適用する。				
3 式場の使用については、本市民に限るものとする。				
4 火葬、待合室及び霊安室を本市民以外の者が使用する場合は、上記使用料に 8 倍を乗じた額とする。				